

## 西宮市「点字市政ニュース」発行事業実施要綱

### (目的)

第1条 「点字市政ニュース」発行事業は、視力障害者で墨字の市政ニュースを読むことのできない人に市政の動きを伝えることにより、視力障害者の福祉増進に資することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の設置主体は西宮とする。ただし、事業の運営は市政ニュースの点訳から発送までの業務を受託できる団体へ委託することができる。

### (登録)

第3条 「点字市政ニュース」の配布を希望する者は、あらかじめ実施主体に申し出て、登録しなければならない。

### (対象者)

第4条 本市が援護の実施者となる視力障害者とする。ただし、声の市政ニュースの配布を受けているものは除く。

### (内容)

第5条 年間23回発行される市政ニュースを抜粋点訳したものとする。

### 付 則

この要綱は、昭和44年4月1日から実施する。

### 付 則

この要綱は、昭和53年4月1日から実施する。